

2-2 大学等電子著作物権利処理事業の実験・実施

本年度は、本稼働に向けた準備を行うため、6月30日に説明会を行うとともに、参加の公募、不参加に対するアンケートを行い、参加の障害を取り除くためのシステムの改善や協会としての便宜を拡大するなど、17年度に向け事業改善の対策を計画した。以下に、活動の内容を報告する。

(1) 著作権処理事業への参加呼び掛け

第105回理事会（7月24日）を経て7月26日付でインターネットによる著作権処理事業への参加として、会員代表者、理事長・学長、学部長・学科長、事務局長、担当者宛に資料編【資料7-1、7-2】のパンフレットを添えて参加を呼び掛けた。

私情協発第120号
平成16年 7月26日

会員代表者 殿

社団法人 私立大学情報教育協会
会 長 戸 高 敏 之

インターネットによる著作権処理事業への参加について（ご案内）

教育研究の情報化が飛躍的に普及し、教育用の教材、講義ノートや研究用の素材・資料など電子化したコンテンツ（電子著作物）が、大学または大学関係者において日々作成されております。

電子著作物は、その特質からインターネットを介しての利用が常態ですから、その利用には著作権法を中心とした権利処理が適切に行われることが必要です。しかしながら、権利処理は権利者の確認、許諾の手続きなど複雑なこともあり、その対応が十分であるかどうか確認が困難です。

著作権処理が適切に行われませんと、著作者もインターネット上に電子著作物の掲載を避けるなど、教育・研究活動の充実向上に大きな障害となることが危惧されます。それには、大学と大学、大学と企業等との間において、権利処理が適切かつ円滑に行われることが望まれます。

そこで、当協会では、これらの問題に対処するため、文化庁の指導助言を得て、当面、私立大学、国立大学法人などの大学間に限定して、教育・研究用電子著作物の権利処理をインターネットを介して実現することになり、著作権処理の管理事業者として昨年9月に登録を行い、本年10月より電子著作物の権利処理の代行を行うことにしました。

本事業は、大学または所属の教職員が電子著作物について概要情報を事前に本協会のシステムに登録し、利用を希望する大学関係者が協会のポータルサイトを経由してインターネット上で許諾手続きを完了することができます。また、著作者には、著作物の利用履歴（利用大学、利用者、利用目的、利用規模等）を希望に応じて入手することができますので、教育・研究業績の基礎データとして活用することが可能です。

今年度は、加盟の大学・短期大学としますが、17年度より国立大学法人などにも呼び掛けて全国レベルに対象を拡大することにしております。さらに、大学以外の企業等関係各機関への権利処理についても段階を経て、権利者情報の提供・仲介をはじめ、電子著作物の利用制限の緩和・解除など、社会に対して連携協力を働きかけてまいります。

つきましては、本事業の趣旨、重要性をご理解いただき、電子著作物の提供者または利用者として、ぜひ本事業へ参加いただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

(2) 参加届け出の催促と未回答への対策

その後、大学間の著作権処理の代行を10月からスタートさせるため、利用するだけの参加も含めて、参加の意思表示を8月26日、9月25日に改めてFAXにて大学に依頼した。その結果、すぐに参加は49校、参加予定は80校で、約130校程度が参加するとしており、検討中は76校、予定なしは24校であった。そこで、10月8日に未回答、参加が未定、検討中の大学へ、参加に向け検討いただくため、加盟校からの質問、相談に対応できるよう、コンテンツを利用するだけでも参加できること、学部単位の参加もできること、著作権の支払いや報酬など会計処理を行わなくても参加できる方法があること、著作権の学内規程がなくても、登録情報をシステム上で修正できるよう配慮されており、暫定的に利用することが可能であることなど、以下の通りFAXで再度案内したことを第106回理事会（10月23日）に報告し、周知方の協力を求めた。

2004.10.8.

加盟大学・短期大学
大学長・事務局長・関係部署 各位

大学等電子著作物権利処理事業への参加について【追補お知らせ】

本FAXは、過日（8月26日および9月25日）にお送りした標記の著作権処理事業への参加確認のFAXについて、まだご回答いただいていない大学や、参加が来年度以降・未定・検討中と回答いただいた大学へ、参加を検討

いただくために関連情報を追補するものです。

本事業は、政府が促進している知的財産権の管理・運用について、特許権と同等の著作権について大学としての対応を支援するものです。

この度、本事業を本格実施するにあたり、加盟校よりご質問やご相談をいただきましたが、本事業の重要性、参加の意義について学内で充分なご理解をいただくまで至っていない、あるいは運用面でのご理解に時間を要するなどの点から、参加を見合わせられている大学があることがわかりました。

そこで、できるだけ多くの大学関係者にシステムをご覧いただき、その上で利用いただきたいと考え、大学からのご質問のうち主な内容を下記にまとめました。

つきましては、現在、参加を決定されていない大学におかれましては、本情報を回付いただき、早急にご検討の上、参加いただきますようお願い申し上げます。

Q1 コンテンツを利用するだけでも参加できるか？

A：コンテンツを利用するだけの参加も可能です。その場合、学内にコンテンツを格納するためのサーバを設置する必要はなく、Webを閲覧できるPCがあれば利用可能です。

Q2 キャンパスや学部単位での参加はできるのか？

A：キャンパスや学部を1組織として登録することができるので、参加可能です。

Q3 著作権料の支払いや報酬など、会計処理を行うことなく権利処理システムを利用することはできないか？

A：権利処理システムでは、コンテンツの利用申し込みをする前に著作権料を画面上で確認することができますので、無料のコンテンツだけ選択すれば料金は発生しません。また、コンテンツを提供いただく場合、権利者側で著作権料を無料と設定することが可能です。したがって会計処理など学内の部署との連携がすぐに実現できない場合でも、コンテンツの利用・提供方法を上記のようにすればシステムを使うことができます。

Q4 コンテンツの著作権について学内で規定化されていなくても参加できるか？

A：教材等のコンテンツは大学または教員の知的財産となりますので、それを保護する意味から、著作権の権利の帰属や持ち分などを学内で規定化することは特許権と同様に重要な課題です。しかし、この問題はほとんど経験がないことから、実際のコンテンツ流通の経験を踏まえながら少しずつ規程を作り上げていくほうがより具体化できるのではないかと考えています。そのため、権利処理システムでは、コンテンツの権利者の修正・追加ができる機能を設けるなど、学内規程が整備されていない段階でも大学の状況に応じて事業に参加できるよう配慮しています。

(3) コンテンツ提供に関する教員アンケートの実施

第109回理事会(2月25日)でのコンテンツ登録不参加の意見を踏まえ、急遽2月26日にITを積極的に活用する約9千人の教員にWeb上でアンケートしたところ、4割は事業を知っているが6割は知らないとのことで、PR不足が判明した。コンテンツの提供については、すぐに提供できるが17%で335人、提供してもいいが今はできないのが7割であった。7割の理由としては、他者の著作物を使用しているので権利処理が必要かどうか不安がある、権利処理が煩雑で対応できないというのが4割、具体的にどのようなコンテンツを提供したらよいか分からないが3割、コンテンツの内容に利用価値があるのかわからないが3割であった。コンテンツ以外の理由では、学内体制が65%あり、規程作りや体制が整っていないとのことであった。

(4) 電子著作物権利処理事業の改善対策

そこで、これらの声をできるだけ事業に反映するため、仮登録をした上で権利者に自動的にネットワークを介して許諾手続きできるような権利仲介システムを追加開発するとともに、コンテンツ提供の可能性のある教員リストを作成し、大学側から学内へ働きかけていただく、著作権料の配分にかかわることがないように当面は無料とする、大学でサーバをおく余裕がない場合には私情協のサーバを使用できるようにするなど、以下のように考えられる対応を第110回理事会(17年3月19日)および第38回通常総会(同3月29日)に報告し、稼動して1年間活動がなければ文化庁の登録が外されることになることを強調し、17年度に改めて改善した上で参加を要請することにした。

今後の対応策

【加盟校向け】

- (1) 私情協で実施した「授業改善に関する調査」回答者のうち、ITを活用している教員を対象に、コンテンツ提供に関するアンケート調査を行い、コンテンツ提供可能な教員の一覧を大学ごとに作成する。
- (2) 事業に対して不安のないよう、事業の仕組み等について詳細ガイドを作成し、Webに掲載する。
- (3) コンテンツ提供の前に著作権処理が必要な場合、システム上で権利処理の仲介を行えるよう、現在の権利処理システムに機能を追加する。
- (4) コンテンツを作成している教員を対象にアンケート調査し、権利処理の仲介に必要な権利者情報を収集し、権利者情報のポータルサイトを構築する。
- (5) 著作権に関する教育現場での留意点について事例を増やし、ガイドを

充実させる。

【参加校向け】

- ① 各大学から教員へコンテンツ提供の働きかけができるよう、上記（１）で作成した、コンテンツ提供可能な教員一覧を大学へ配布する。
- ② 事業で対象となるコンテンツの内容、形式等が具体的にイメージできるよう、見本となるコンテンツを私情協の学系別教育IT活用研究委員会委員等から集め、掲載する。
- ③ 権利処理システムでは、提供したコンテンツの権利者名や著作権料分配率を途中で変更できるなど、柔軟性を持たせていることをPRし、暫定的なコンテンツの提供を呼びかける。
- ④ 学内にサーバを設置できない大学については、当面、私情協のサーバを利用できるよう準備する。
- ⑤ 学内で会計処理を行わずに済み、かつ、コンテンツを躊躇なく提供できるよう、当面は無料コンテンツを中心に扱うこととし、各大学へその旨をPRする。
- ⑥ 規程がないため学外へのコンテンツ提供が許可されない場合については、のような暫定的な対応について大学へ理解と協力を要請する。

【不参加校向け】

- ① 事業参加について理解が得られるよう、事業の仕組みや参加のメリットなどのPRを大学や各教員に対して継続的に行う。
- ② 上記（１）の教員一覧のうち、コンテンツ提供可能な教員が多くいる大学に、特に事業への参加協力を呼びかける。
- ③ 様々な分野から多くのコンテンツが提供されるよう、コンテンツ提供を希望する教員を対象に、私情協のサーバを利用してコンテンツが提供できることをPRするとともに、手続方法などをわかりやすく説明する。なお、コンテンツを提供する教員の所属大学で会計処理を行わずに済むよう、コンテンツは無料を前提とする。